㈢　独立行政法人は、㈡の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付することとした。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないこととした。

㈣　独立行政法人が㈠又は㈡による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少することとした。

㈤　主務大臣は、㈠、㈡又は㈢のただし書の認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととした。

4　不要財産に係る民間等出資の払戻し（第四六条の三関係）

㈠　独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（4において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、出資者に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならないこととした。

㈡　出資者は、独立行政法人に対し、㈠の催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、㈠の払戻しの請求をすることができることとした。

㈢　独立行政法人は、二の請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、㈡により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すこととした。

㈣　独立行政法人が㈢の払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少することとした。

㈤　出資者が㈡の払戻しの請求をしなかったとき又は民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないこととした。

㈥　主務大臣は、㈠の認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととした。

5　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（法律第三八号）（経済産業省）

1　この法律は、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関する措置並びにエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

㈠　この法律における「非化石エネルギー源」及び「化石燃料」を定義することとした。

㈡　この法律における「エネルギー環境適合製品」の定義を、次に掲げるものとすることとした。

(1)　非化石エネルギー源から電気若しくは熱を得るため、又は燃料を製造するために用いられる機器、装置又は設備であって、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるものとして主務大臣が定めるもの

(2)　機械類であって、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認められるものとして主務大臣が定めるもの

(3)　機械類であって、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるものとして主務大臣が定めるもの

(4)　専ら(1)から(3)までに掲げる製品に使用される主要な部分品として開発され、又は製造される物として主務大臣が定めるもの

(5)　専ら(1)から(3)までに掲げる製品とともに使用するために開発され、又は製造される機械類であって、当該製品の使用に必要なものとして主務大臣が定めるもの

㈢　この法律における「特定事業」の定義を、エネルギー環境適合製品を開発し、又は製造する事業のうち、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用することにより、技術の水準の著しい向上又は新たな事業の創出をもたらすことが見込まれるものその他の我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものとすることとした。

㈣　この法律における「リース契約」及び「リース保険契約」を定義することとした。

3　主務大臣は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないこととした。（第三条関係）

4　事業者が実施しようとする特定事業に関する計画（以下「特定事業計画」という。）の認定及びその取消しについて規定することとした。（第四条及び第五条関係）

5　株式会社日本政策金融公庫の業務の特例等（第六条、第七条、第一一条及び第一七条関係）

㈠　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、指定金融機関に対し、認定事業者（4の認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）が認定特定事業計画（4の認定を受けた特定事業計画をいう。以下同じ。）に従って特定事業を実施するために必要な資金の貸付けに必要な資金の貸付け等の業務（以下「特定事業促進円滑化業務」という。）を行うことができることとした。

㈡　特定事業促進円滑化業務を実施するための方針、指定金融機関との協定の締結、区分経理等に関し、所要の規定を設けることとした。

6　指定金融機関の指定等（第八条～第一〇条及び第一二条～第一六条関係）

㈠　主務大臣は、認定事業者が認定特定事業計画に従って特定事業を実施するために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「特定事業促進業務」という。）を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること等の基準に適合する金融機関を、指定金融機関として指定することができることとした。

㈡　特定事業促進業務に関する規程その他指定金融機関に関し所要の規定を設けることとした。